旭川市民ギャラリー利用者募集のご案内
（令和８年度下期の利用について）

旭川市民ギャラリーは、文化団体や市民活動団体、学生や市民の方々の様々な作品展示に、気軽に御利用いただける施設です。令和８年度下期の利用者を募集しますので、ぜひ御活用ください。

◆旭川市民ギャラリーの概要

場　所：旭川市宮下通11丁目　上川倉庫蔵囲夢内

- 展示室は、面積約100㎡、壁面有効長約43m、天井高約3.8mです。壁面はレンガ造ですが、内側に展示用パネル（ピクチャーレール付き、高さ約３m（一部2.1m））を設置しており、天井には移動可能なスポットライト（高さ約3.5m）が取付けられています。また、展示用の備品等も用意しています。詳細はお問い合わせください。

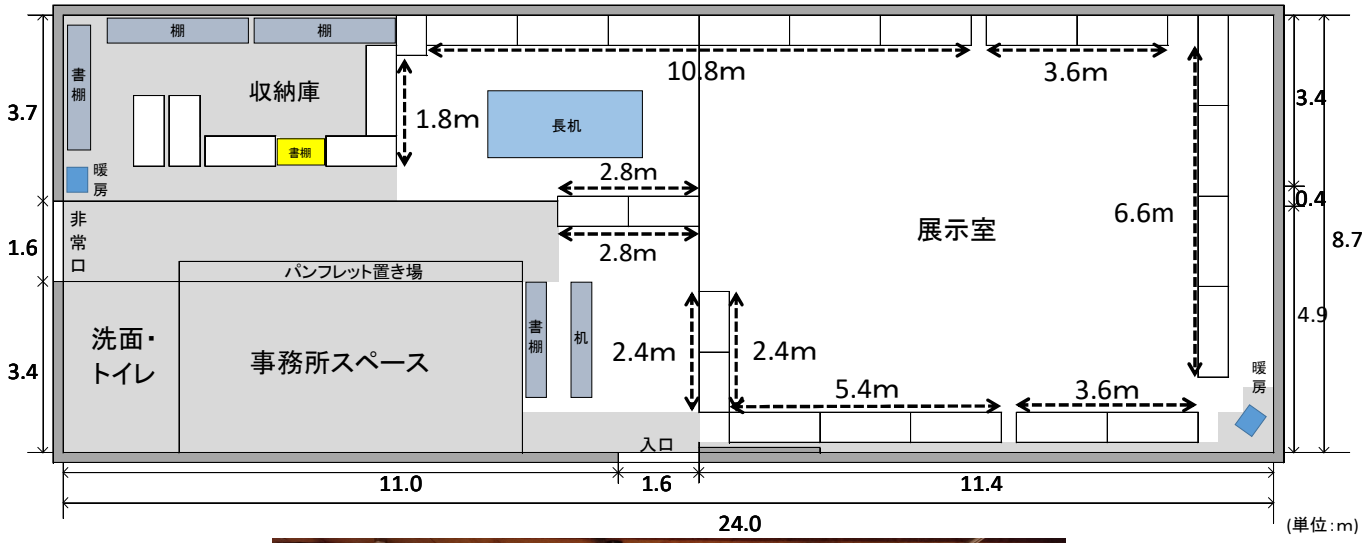

※パネルを移動して、展示室のレイアウトを変更できます。

◆市民ギャラリーの一般利用期間など

利用対象期間：令和８年９月２９日(火)から令和９年３月２９日(月)まで

ただし、令和８年１２月３０日(水)から令和９年１月４日(月)の期間は休館日のため、対象外です。

また、施設管理上必要な場合や、旭川市又は旭川市教育委員会が利用する場合は、利用できない場合があります。

利用単位：原則として、火曜日から翌週月曜日までの1週間単位で最大２週間まで御利用いただけます。

利用時間：午前10時から午後５時まで（搬入・搬出の時間を含みます）

◆利用内容

利用の内容：・旭川市内外で活動する文化団体や市民活動団体、学校及び個人の方が作品展示等を行う場合に利用できます。（絵画、彫刻、書道、陶芸、写真、生け花、手芸など）

・展示発表･鑑賞以外の目的(講演会･コンサート等)での利用はできません。また、営利行為に繋がる販売を目的とした作品展示はできません。

利 用 制 限：次の場合は、ギャラリーの利用をお断りもしくは利用承認を取消すことがあります。

＊公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがあるとき。
＊営利を目的とした販売行為等につながるとき。
＊宗教上の布教活動や政治活動につながるとき。
＊管理上支障があるとき。（大きな音や悪臭の発生、室内の汚損、貸出料を支払わないときなど）
＊「市民ギャラリー利用の注意事項」や、係員の指示を守らないとき。
＊その他ギャラリーの管理上、特に必要とするとき。

◆利用申込みについて

申込みの種類：　利用申込みの受付には、一斉受付と随時受付があります。

〇一斉受付
「利用希望書〈一斉受付用〉」を提出いただき、利用調整結果を通知後「利用申込書」を受付します。利用希望日が重なった場合は抽選となります。なお、一斉受付の利用希望期間は、火曜日から翌週月曜日までの1週間単位とし、１団体１期間までとします。

〇随時受付
一斉受付で利用者を決定した後、空いている期間があれば利用申込みを随時受け付けます。利用期間の1週間前までに「利用申込書」を提出願います。随時受付は１週間単位に限らず利用申込みを受付します。

申込み先：郵送、FAX又は持参により市民ギャラリーまで。
一斉受付期間：令和７年１０月１日(水)から7日(火)まで。（１０月７日必着）
随時受付期間：令和７年１０月２４日(金)から利用期間の１週間前まで。

◆貸 出 料

・貸出料は前払いです。利用申込の後に市が発行する「納付書」で、期限までにお支払い下さい。

展示の内容	貸　出　料
入場料無料の展示	1,900円／日
入場料1,000円未満の展示	3,900円／日
入場料1,000円以上の展示	7,800円／日

※　備品の使用は無料です。

◆受付・お問合わせ先

・利用申込みの受付や市民ギャラリーについては、下記までお問い合わせ下さい。

展覧会場（及び利用申込先）：旭川市民ギャラリー
〒070-0030 旭川市宮下通11丁目 上川倉庫蔵囲夢内
電話：0166-23-3000　ＦＡＸ：0166-23-3005
（電話・FAXは旭川デザイン協議会事務局内にあります。）

事業主催者：
旭川市教育委員会社会教育部文化振興課　市民ギャラリー担当
〒070-8525 旭川市７条通９丁目　旭川市総合庁舎4F
電話：0166-25-7558　ＦＡＸ：0166-24-7011

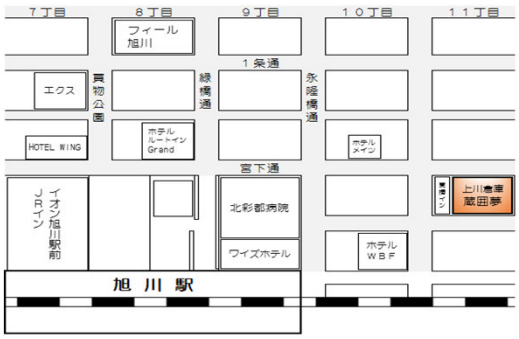

（令和７年９月）